

## 第3回いじめ問題対策委員会議事録

### 1 開催日時

平成30年1月15日 午後7時から午後8時30分

### 2 開催場所

盛岡地区合同庁舎8階 大会議室

### 3 出席者

菊地 洋 委員長  
石堂 淳 委員  
伊藤 欣司 委員  
星 克仁 委員  
太田 秀栄 委員  
山中 俊介 委員  
宮古 守夫 委員  
高橋 昇 委員  
鈴木 智之 委員  
砂田 麻子 委員

### 4 説明等のために出席した職員

小久保智史学校調整課総括課長 菊池広親生徒指導課長 佐々木主任指導主事  
柏主任指導主事 内川主任指導主事 坂本指導主事 下権谷指導主事

### 5 会議の概要

下権谷指導主事：それではお手元の会議資料の次第に添って進めて参ります。議事に入ります。岩手県いじめ問題対策委員会条例第4条第2項において、会議の議長は委員長が務めることとなっておりますが、委員長がまだ決定しておりませんので、委員長決定まで、教育委員会事務局学校調整課菊池生徒指導課長が進行させていただきます。

菊池生徒指導課長：皆さんこんばんは。生徒指導課長の菊池と申します。委員長が定まりますまで私の方で司会をさせていただきたいと思っております。座って失礼いたします。それでは、4番議事(1)委員長の互選について、でございます。まず、委員長の立候補というのがありましたらお願いしたいと思っております。もしなければですね、どなたか御推薦がありましたらお願いいたします。

太田委員：菊地洋委員を推薦したいと思っております。

菊池生徒指導課長：ただ今、太田委員の方から菊地委員の御推薦がございました。その他に御推薦がございますでしょうか。他にないようでございます。菊地委員に委員長をお願いしてもよろしゅうございましょうか。よろしければ。(拍手)ありがとうございます。それでは新しい委員長には岩手大学の菊地委員ということでご了解いただきたいというふうに思います。それでは、条例の第4条第3項におきまして、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」となっておりますので、本日の議事のその他の中で、可能であれば委員長の方からご指名をとというふうに思っております。ここからの進行は、菊地委員長をお願いいたしますので、菊地委員長は、委員長席の方にご移動をお願いしたいと思います。

菊地委員長：ただ今、御推薦において委員長になりました、岩手大学の菊地洋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、次第がありますので、次第に従って進めさせていただきたいと思っております。まず、職務を代理する委員の指名については、議事(4)その他で取り扱いとさせていただきたいと思っております。それでは、議事(2)岩手県いじめ問題対策委員会の所掌事項等について、事務局から説明をお願いいたします。

佐々木主任指導主事：県教育委員会事務局の佐々木と申します。私の方から本委員会の所掌事項等について説明させていただきます。お配りしました資料1をご覧くださいと思います。資料1は、岩手県条例第72号岩手県いじめ問題対策委員会条例の条文になります。この資料1の裏面の方については、本委員会の設置根拠と所掌事項について、いじめ防止対策推進法と合わせてまとめたものになります。ご参考させていただきたいと思っております。表に戻ります。資料1の条文の方に戻って説明させていただきます。

岩手県いじめ問題対策委員会は、平成27年10月いじめ問題への適切な対応を進めるため、第三者等の適切な関与の元、専門的知見からいじめ防止等の有効な対策の検討が必要であるということから、いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づく県教育委員会の附属機関として設置したものでございます。附属機関については先ほど説明しました裏面の下の注に説明事項を記載させていただいておりますので後をご覧くださいというふうに思います。

次に本委員会の所掌事項について説明させていただきます。条例の第2条において本委員会の所掌事項は次の通りになっております。第1、いじめ防止対策推進法第12条の規定により定められた岩手県いじめ防止等のための基本的な方針に基づくいじめの防止のための対策について調査審議すること。第2に、同法第24条の規定による調査を行うこと。第3に、同法第28条第1項の規定による調査を行うこと。この3つとなっております。

具体的には、第1の所掌事項については、昨年本委員会において調査審議い

ただきました国のいじめ基本方針の改定を踏まえた岩手県いじめ防止等のための基本的な方針を改定という運びとさせていただきます。国の基本方針は3年を目処として改定を行う予定となっておりますので、また3年後にこの所掌事項に基づいて国の方針の改定を受けて県の基本方針の改定のための調査審議をお願いすることになることというふうに考えております。

第2の所掌事項については、具体的には国及び県の基本方針の改定に基づいて各学校の基本方針の改定を今年度中に県立学校においてはすることと通知しております。今後改定がなされ、そして新しい方針に従った各学校のいじめの問題に対するいじめの取り組み状況においての調査を実施する予定です。この調査結果を本委員会に来年度、提示しまして学校基本方針に基づく、いじめ問題の取り組みの課題等について調査いただき有効な対策についてご提言をいただきたいというようなことがこの第2の所掌事項に当たるものというふうに考えております。その際はよろしくお願ひしたいと思ひます。

第3についてです。第3は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき行われる重大事態の調査になります。重大事態とは第28条第1項第1号において生命心身又は財産に重大な被害が該当するもの。例えば、生徒児童が身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定されております。また、同法第2号については、いじめにより児童生徒が一定の期間連続して欠席するということが第2号に相当するいじめ重大事態となります。この重大事態が発生した場合についての調査というのがこの所掌事項となります。実際の調査では、これは事実関係を明確にするための調査を行っていただきたいというふうに思っております。事実関係を明確にすると、重大事態に至る要因となつたいじめ行為がいつ誰からどのようなタイミングであつたのか、いじめを生んだ背景事情や場所、生徒の人間関係にどのような問題があつたか。学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にするものであります。そして、それに基づいて再発防止のためのご提言をいただくということです。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないということで繰り返しになりますが、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行うとなっております。

続きまして、お配りしていた資料2の図のご説明申し上げたいというふうに思ひます。資料2の1、いじめ防止対策推進法及び岩手県いじめ防止等のための基本的な方針に基づくいじめ事案への対応という題名の資料2の1をご覧ください。この資料で本委員会が重大事態が発生した場合の調査にあたる場合についてご説明させていただきますと思ひます。重大事態は下の部分が重大事態という説明となっております。まず、重大事態が発生した場合、各学校から発生

の報告が県教委にございます。ここで学校と県教委が協議をし、調査主体を判断いたします。これについては、2つに分かれます。学校を調査主体とする場合、または県教育委員会が調査主体ということになる場合とに分かれます。県教育委員会が調査主体となる場合については、その丸印2つのような場合に県教育委員会が調査主体となるというふうな表記になっております。1つは学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断した場合。もう1つは、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合。このような場合には、県教育委員会が調査主体となり本委員会において第三者的立場の有識者等から公平中立を確保した組織のこのいじめ防止対策委員会において当該事案に関する先ほど説明しました調査を行うというふうになっております。この調査結果につきましては、調査後知事に報告することになっております。

もう1つ付け加えて説明させていただきます。先ほど重大事態の発生のところで県教委が学校と協議し調査主体を判断して学校か県教委かどちらかが調査主体となると判断するとご説明申し上げましたが、学校が調査主体と左側のような場合ですが、学校が調査主体として学校にある調査組織で調査をするわけですが、その際に必要に応じて調査主体を変更というふうなことをする場合があります。それが赤の矢印で県が調査主体の方になるというふうなところの矢印になっております。この場合は、岩手県いじめ問題対策委員会で調査を実施し知事へ報告ということになります。なお、知事に調査結果を報告した後、知事が再調査が必要だと判断した場合については、岩手県いじめ再調査委員会による再調査をする。知事が議会で調査結果を報告することになります。以上が所掌事項についての説明になります。資料2の2裏面になりますがこれはいじめ防止推進法岩手県の対応と全体の市町村も右側に記載したものになりますのでご参考としていただければというふうに思います。それでは資料1にお戻り下さい。資料1、以下条文に添って説明させていただきたいというふうに思います。第3条になります。第3条は本委員会の組織が委員10人以内をもって組織し、委員は、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が任命することとなっております。委員の任期は2年ということになっております。第4条です。第4条は、委員会に委員長を置き、委員の互選とするということになります。委員長は会務を総理し、会議の議長となる。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理するということになります。続きまして第5条になります。第5条は、専門委員を置くことについて書いております。事案によっては委員の専門分野以外の専門的な知識が必要とされる可能性もあることから専門委員を置くことができるとしております。続きまして第6条で

す。第6条については、委員会は委員長が召集することになっており、委員会の議事は出席した委員及び議事に関係ある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとしております。第7条の部会について後説明させていただきます。委員会に委員長の指名する委員及び専門委員をもって組織される部会を置くことができます。加えて委員会は、部会の議決をもって委員会の議決とすることができるとしております。続きまして第8条、意見の聴取についてであります。第9条は、守秘義務についてであります。第10条においては、委員会の庶務は教育委員会の事務局において処理するものとしております。最後に第11条ではこの条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとしております。参考資料の1のところに、運営要綱。昨年1月に決定しました運営要綱が定められておりますのでご覧いただければというふうに思います。私の方からの所掌事項等について説明を終わります。

菊地委員長：ご説明ありがとうございます。ただ今、佐々木さんの方から説明がありました。この説明に関して皆様委員の方からご質問等がありましたらよろしくお願いたします。

星委員：質問よろしいですか。フローチャートの上での話しなんですけれども、重大事案の発生から県教育委員会に報告が行った後、学校と協議して調査の主体を判断するときの大まかな判断材料とか、あとは1号事案と2号事案によって区別があるのかについて、ちょっと皆さんに説明いただければと思います。

菊池生徒指導課長：それでは私の方からご説明いたします。これらに関わっては国の方で定めている、例えば、自殺が起きたときの背景調査の指針、それからいじめ重大事態の調査に関するガイドライン、それから不登校重大事態に係る調査の指針というふうな3つほど判断をする材料がございます。このいずれも、基本的には学校調査を基本とするとございますので、このフローの中には学校において調査の主体を判断とありますが、この判断というのは、その右下にあります県教育委員会の調査主体という2つ事項を示してございます。この事項に該当するのであれば県教育委員会を調査主体とする。それ以外のものにつきましては、基本的には学校調査を実際やって、その後のまた判断というふうな形になっています。よろしいでしょうか。

星委員：事案内容が1号か2号かということは、直接は関係ないということですね。ここ下に白丸で書いてあるものが県教委が担当し、それ以外は基本的に学校が担当という判断ですね。ありがとうございます。

石堂委員：確認なんですけれども、今の重大事態の調査のケースなんですけれども、基本的には学校が調査主体として行う場合があって、その場合には、学校の方の調査組織の調査が終了してから、場合によっては、いじめ問題対策委員会の

調査になるということなのか、それとも学校主体の調査がまだ結論まで出ない段階でも場合によっては、こちらのいじめ問題対策委員会の方に調査が移るといことがあるのかというのが1点です。要するに同時並行があるのかどうか。それともう1点はいじめ問題対策委員会が後で調査をするというような場合は、学校主体の調査委員会の調査というものの資料とか或いは経過があると思うので、そういったものもベースにして調査するのかとか、或いは全くそういうものは別にして1から調査するのかという流れをちょっと聞かせていただければと思います。

菊池生徒指導課長：まず調査の部分が並行して行われるかどうかということですが、基本的には並行調査はございません。基本的には、ですから、学校が調査をしていって解決しました、けれども不備がありますといった場合には回ってくる。または、学校が調査をしていきました、でも、先ほど県教委の2つの項目がありました。そこの該当する部分が生じた場合には県教育委員会で調査というふうなことは考えられる。ですから、基本的には並行した調査というのはない。いずれそれはケースによって判断せざるを得ない場合も出てくるかと思いますが、今のが基本線、原則です。2つ目ですが、岩手県いじめ問題対策委員会が調査をする場合の資料につきましてですが、基本的に学校が所有する資料、また県教育委員会が所有する資料、行政文書になりますので、それらをベースにして審議をいただくと。そしてその中に、例えば新しい事実等があった場合には、その部分について明らかにしていただく。そういう流れです。

菊地委員長：ありがとうございます。あと他に皆さんの方で何かございますでしょうか。いかがでしょうか。ちょっと私の方からすみません。私も不慣れなところもありますので、ご説明いただきたいのですが、この委員会の役割としてはこのフローチャートでいきますと各自自治体で置かれている学校の主体で行われた後に、問題があれば上に上がってというのが基本線だと思うのですが、その各自自治体が行っているいじめの調査委員会というのとは別に、それぞれ何か事案があったときに、第三者委員会が立ち上がってやる場合もあるかと思うのですが、そこは直接関わりはあるのかないのかちょっとよく分からないところがありまして、ちょっと教えていただきたいのですが。

菊池生徒指導課長：基本的に我々が所掌するのは、県立学校の事案を所掌いたします。ですので市町村立学校等におきましては当該の自治体、もしくは学校法人等で扱うという形になります。

菊地委員長：分かりました。すみません。ありがとうございます。あと何か皆さんの方で今の説明で分からないとか、ご不明な点があれば、折角の機会ですので質問等受けたいと思いますが、いかがでしょうか。(若干の間を置き、質問がないことを確認後) 私もまだ着任して早々なので、まだ分からないところもありま

すので事案についてはまた個別具体的にお願いするかと思いますが時間もありませんので議案の方に入っていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。それでは続きまして、議事（3）平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について、事務局よりご説明をお願いいたします。

佐々木主任指導主事：はい。それでは引き続き私の方からご説明いたします。資料の3をご覧ください。文部科学省においては、昨年10月に「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」の速報値を公表し、県教委においても、これに合わせ、県内公立学校における当該調査結果の速報値を公表したところでございます。今回につきましては、本調査結果の概要とこれまでのいじめの認知件数の推移及びその背景等について大きく2点について、御説明をさせていただきます。お手元の資料についてであります、最初のページは、ページ番号のふっていない最初のページはいじめの認知件数についての説明資料となります。このページ以降は、昨年10月に県教委が公表した速報値の資料となります。それでは、本調査結果の概要について御説明いたします。ページ番号がふった公表資料の1ページをご覧ください。最初の文章は本調査の位置づけと目的について示しており、それ以降は、調査方法等を示しております。1の(4)は7つの調査項目の定義であり、本調査はこの定義に則り実施しております。2ページから4ページは5ページ以降の調査結果の概要となります。では、7つの調査項目のポイントを御説明いたします。まず暴力行為の状況についてであります、5ページをお開きください。(1)は、校種ごとの暴力行為の発生学校数と発生件数の一覧であります。発生件数の合計は378件であり、前年度より140件増加しております。小学校の発生件数は237件であり、前年度より137件増加しており、この増加が全体の件数の増加の要因であります。どのような暴力行為が増えたかと申しますと、6ページの(4)の表の小学校をご覧ください。平成28年度の対教師暴力は84件であり、前年度より61件の増加、同じく生徒間暴力は144件であり、74件の増加、この2つを加えますと、228件であり、前年度より135件の増加となり、これが増加した要因であります。

次に、いじめの状況について御説明いたします。8ページをお開きください。(1)は、いじめの概要についてであります、合計は5,750件であり、前年度より2,476件増加しており、全ての校種において、発生学校数、認知件数が前年度より増加しております。特に小学校のいじめの認知件数は4,437件であり、全体の約80%を占めております。(2)の過去5年間のいじめの認知件数の推移においても、小学校の1校当たり認知件数は、13.3件であり、他の校種よりも認知の度合いが高く、全国平均よりも高い数値となっております。9ペー

ジをご覧ください。(4)の児童生徒の相談状況につきましては、全ての校種において学級担任に相談が最も多く、(5)のいじめの態様につきましては、全ての校種において冷やかしやからかい等が最も多くなっております。(6)のいじめの現在の状況につきましては、合計5,750件中、4,969件が解消しており、解消の割合は、約86%となっております。10ページをご覧ください、(7)学校における日常の取組について、11ページは調査開始年度からの状況を一覧としたものでありますので、御参照いただければと思います。なお、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の件数につきましては、3ページの中ほどに記載してございます。

次に、長期欠席の状況について御説明いたします。12ページをお開きください。(1)は、理由別長期欠席者数の一覧、(2)は不登校児童生徒数の過去5年間の推移であり、全ての校種において、過去5年間の結果は、全国を下回っておりますが、中学校においては、全国の傾向と同様、平成24年度以降人数、比率とも増加傾向にございます。13ページをご覧ください。(5)の不登校の要因ではありますが、表中の学校、家庭に係る要因の中の「家庭に係る状況」の欄をご覧ください。小学校においては、家庭に係る状況が183人中109人、割合にすると約60%であり、中学校においては、876人中356人で約40%、高等学校全日制においては、296人中83人で約28%、高等学校定時制においては、81人中36人で約45%という結果になっております。次に、本人に係る要因としては、全ての校種において、「不安の傾向がある」が最も多い結果となっております。14ページをお開きください。(6)の指導の結果好ましい変化が見られた児童生徒数の割合ではありますが、全ての校種ともその割合が増加しております。

次に、高等学校中途退学者の状況について御説明いたします。15ページを御覧ください。(1)は、中途退学者数と中途退学率の過去7年間の状況であります。中退数の合計251名の中退率0.86は、過去最少となりました。(2)は全日制の学科別・学年別の退学者数、(3)は理由別退学者数であり、退学の理由の約3割が「学校生活・学業不適應」、約2割が「進路変更」となっております。以上が本調査結果の概要についての御説明であります。

次に、大きな二つ目、これまでのいじめの認知件数の推移及びその背景等について、御説明いたします。資料3の最初のページにお戻りください。まず、1「いじめの認知件数の推移」についてであります。グラフでお分かりのように、平成18年度と平成24年度が高い数値となっておりますが、これは、どちらの年においても、いじめを苦に自殺した事案が発生し、社会問題となったことが要因であります。また、どちらの年度におきましても、その翌年度からいじめの認知件数は、下降していることがお分かりいただけると思います。国は、このような結果となった要因の1つとして、学校におけるいじめ認知の感度が



低下しているのではないかと指摘しております。

次に2「国の取組」であります。社会問題となった翌年度からいじめの認知件数が減少することを踏まえ、国においては「いじめ防止対策推進法」を策定し、いじめの定義を表のように定め、従前の定義よりも、いじめと捉える概念を広くいたしました。また、この法を基に策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」により、学校等が果たすべき責務を示しました。

次に、3の「本県の取組」であります。このような国の取組及び本県で発生した痛ましい2つの事案を踏まえ、表にあるような取り組みを継続的に実施してきており、いじめ問題対策の充実を図っているところでございます。国におきましても、本県におきましても、いじめの認知件数が増加することは、いじめの定義の理解が浸透し、いじめの積極的な認知が進んでいるものと捉えており、本県の1校当たりのいじめ認知件数が国の平均を上回る状況となったのは、全県的に、全ての校種及び関係機関等において、過去の痛ましい事案を教訓として、いじめ問題対策に取り組んだ結果と捉えております。

最後に4「今後の対応」についてであります。本調査結果において、約2割の学校においていじめの認知がされていないこと等を踏まえ、改めて各学校のいじめ防止対策の実態を確認し、市町村教委と連携を図り、支援・助言等を実施する必要があると考えておりますし、いじめの中には、SNS等の不適切な使用等も散見されることから、情報モラル教育の一層の充実を図るなど、今後も、いじめ問題の未然防止と解決に向けた早期対応や丁寧な対応等取組の一層の充実を図って参りたいというふうに思っております。以上説明申し上げます。

菊地委員長：ご説明ありがとうございました。ただ今の説明に関して、委員の皆様の方からご質問等がございましたらお願いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

高橋委員：ありがとうございます。文部省関係の統計というところの定義が変わって、その度に通知とかもあってなかなか解釈しづらいところなんです。資料2の7ページの暴力行為の発生件数に関してなんです。平成27年28年とすごく急激に件数が増えている理由として考えられるものがあつたら教えてほしいのと、いじめの中にこの暴力も含まれているのか、区別した統計があるのか2点教えてください。

菊池生徒指導課長：まずその暴力行為が増えた要因になりますけれども、岩手県も全国も同じ傾向です。これは、小学校が増えているからです。つまり、本県においても小学校の増加件数が全体の増加件数とほぼ一致します。では、なぜ小学校が増えているかという、2つ要因があると考えています。その1つは、児童の資質に係ること。もう少し具体的に言いますと、この小学校の件数、全体

の内、上位3校を合計しますと130件あるんです。小学校全体の55%ぐらい、3校で。この3校がどうして増えたかと言いますと感情をコントロールできずに軽く叩いたり蹴ったりするということが日常的にあったということですので、その部分で暴力の件数が増えているというのが1つです。それから2つ目ですけれども、いじめの認知件数、小学校で約2千件増えています。としますと今回調査から喧嘩とか、ふざけあいも調査として含まれています。ですから2つ目の御質問と関連するのですが、いじめと暴力とちょうど両方のダブルカウントする部分というのが出てまいります。よって、対教師暴力と生徒間暴力が小学校において前年も増えているし、これは全国においても同じ傾向があるということでございます。

高橋委員：ありがとうございました。

(休憩)

菊地委員長：先ほど今佐々木さんからの説明に対して、委員の高橋さんの方から質問があり、そこでご回答いただいたということですが、それ以外に皆様の方から何か質問なりございますでしょうか。

星委員：単純に用語的なこと、もしかして前もお伺いしたかもしれませんが用語的なことを2つだけ。1つは調査対象期間が28年度間ということは、調査期間は29年度内のどこかであって28年度内のどこかでいじめを一目しましたかというような調査ということで間違いないですね。2つ目は発生と認知というのをどういうふうに使分けをしていらっしゃるのかしらということなんですけれども簡単にでいいでするのでお願いいたします。

菊池生徒指導課長：1番目のご質問は星先生ご指摘の通りでございますので、よろしいでしょうか。それから2つ目は発生と認知と。

星委員：暴力事案は暴力行為については発生という言葉を使って、いじめの方は認知という言葉を使ってらっしゃる。何でというか、こういう慣例なんですか。

菊池生徒指導課長：元々はどちらも発生だったんです。ただ、いじめに関しては発生と言ったのは昔の定義で使っていた言葉で、今度は学校の方が主体的に認知するようというふうに変ったので、その用語の使い分けが変わったということでございます。

星委員：ありがとうございます。

菊地委員長：あと他にありましたらいかがでしょうか。結構子細に渡り様々なデータが提示されていますので、皆様でも読み込みしてご理解するのが意外と時間かかるかと思いますが、いかがですか。私の方からお伺いしたいんですけれども、不登校の要因という形で(5)不登校の要因で分析をなされていますが、小学

校だと家庭に係る状況という形での区分という形で60%、中学だと40%、高校で28%という形になってきて、高校、定時が若干増えていますがそれは家庭に係る状況という形で考えたときに、やはり小学校の方が結構重い。データからもそうですが深刻さを抱えている子供達が多いということになってくるわけですよ。それに対して学校側は、小学校だと市町村立学校になりますが、県教委としては、例えば、子供の貧困その他との課題にもなってくるでしょうし、そこら辺に関して具体的に対策を講じているところはあるのでしょうか。ちょっとそこら辺不勉強でするので教えていただきたいんですけども。

菊池生徒指導課長：小・中・高と学年が上がるに連れて、発達段階を踏むに連れて、家庭の要因というのが減少して参ります。伴って、本人に係る区分の要因がその反対として増えて参ります。その辺は発達段階による捉えの違いがあるのではないかというふうに思われると。それから2つ目ですけれども、小学校の家庭の部分に係る区分がどんな要因か。その特定するまでの調査項目がないのがこの現状ですので、総枠としてこれぐらい含んでいるということは捉えられると。それから対策についてということですが、1つは子供の貧困対策というのがございまして、これは県におきましては保健福祉部が中心となって県の計画をしております。その中の1つ、教育委員会が担う役割としては、そのプラットフォーム的な役割を担うというのがその計画の中に示されてございます。もう少し具体的に言いますと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置してございます。そういう専門家の知見も踏まえ、そして日常の教師の観察等も踏まえて関係機関にいち早く繋ぐ。そういうふうなプラットフォーム的な役割を教育委員会が現在担っているという状況でございます。

菊地委員長：ありがとうございます。あと他に皆様の方でございますでしょうか。いかがでしょうか。ないようでしたら、この議案に関してはこれで終わりという形にさせていただきたいと思えます。

次に、こういう形で皆様お集まりいただきましたので、各委員から、今回の議案も含めまして質問・意見等があればぜひともご発言をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。どうでしょうか。それぞれ私自身もまだ不慣れなものでして皆様のそれぞれ分野も分かりませんので自己紹介も兼ねまして1人当たり1、2分程度で少しご発言いただければ私も非常に助かるのですが、いかがでしょうか。私から一番遠い太田先生辺りから1、2分で何か。

太田委員：何をしゃべればいいですか。

菊地委員長：一応、私自身も不勉強でするので、この委員会の経緯とは言いませんがどういうふうな役割を担っているかも含めて、ちょっと簡単にお話していただければなど。

太田委員：何か僕が言うことなのかちょっと。僕の方からお話しすることなのかと

は思いますけれども、元々はさっき菊地先生がおっしゃった第三者委員会っていうのが重大事態が生じた時に設けるわけですが、最近では常設の委員会が多いわけですね。県はどこでもそうなのちょっと僕は分かりませんが、市町村とかで聞くと事態が起きてから委員の方を集めるのは大変なので、常設を作っておきたいというようなご主旨のようです。こちらの県の場合は、重大事態に対応するためだけというよりは、結局、防止対策を常時検討したりとか、そのために先ほどのような調査結果を報告してくださっているんだろうと思いますので、そういった日常的な対応プラス重大事態への対応ということになると思います。今実際に部会では、重大事態に対する対応を行っておりますので、それについてもいずれはご報告するようなことになると思います。それはその何て言うんでしょう、日常的な活動と重大事態に対する対応の2本立てのような性格かなという理解しています。

菊地委員長：すみません、ありがとうございます。折角の機会ですので1、2分程度、それぞれ皆さん、専攻と言うか研究標記も含めまして教えていただければ私も次回以降の議事がしやすくなりますので簡単にプロフィールというか、ちょっとデータが全くないものなので、すみません。星先生からよろしく願います。

星委員：岩手医大精神科の星です。岩手医科大学附属病院で精神科医として勤務して、あとは岩手医科大学部で精神神経科学を教えています。専攻分野はうつ病の。

菊地委員長：そこまで詳しくなくていいですよ。

星委員：去年はいじめのこの間の重大事案の方の部会の方で太田先生、宮古先生と一緒に調査の方にあたらせていただいております。

伊藤委員：平和台病院の伊藤です。星先生と同じで精神科医をしております。大学にずっといて15年4月から平和台病院精神科で仕事しております。他にですけれども附属中学校のPTAの役員をやってみて、附属中学校はどこに入るのかなとちょっと思っていました、1つ、お聞きしたいとか私も多分3年ぐらいになるのかな。2年やってきて活動報告とか良かった点とか、ちょっとここは不十分な点とか何かありましたら教えていただければと思います。あとで時間がありましたらよろしく願います。

石堂委員：石堂でございます。私学校としまして岩手県立大学の総合政策学科というところで刑法を中心に教えています。先ほど太田先生の方からありましたけれどもそれで大体表面的なものそれから重大事案等の調査について、実際私は部会等には入っていませんので、具体的な事案の調査等が出てきたときに実際にはこの委員会の様々な議事の説明とか、運営委員会のあり方とか、そういったところで修正すべきは修正するのかなとは思っておりますので、調査等があった場合に教えていただければというふうに。

菊地委員長：岩手大学教育学部で憲法、特に人権、少数者の人権を研究しております菊地です。このポジションは昨年まで塚野が勤めておりまして塚野から私の方に引き継ぎがありまして、皆さんからご指名があつてこの席、委員長という席へ座らせていただいておりますが、私自身はまだ准教授で若輩者ですので皆さんの助けがないと成り立っていきませんので、どうぞ運営その他いろんな面でご迷惑お掛けするかもしれませんが、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。次、山中先生簡単にお願ひします。

山中委員：弁護士の中と申します。弁護士会には子供の権利委員会という委員会がありまして、その委員ということでこちらに行って来いということで続投させていただいております。3年目なんですけれども毎年調査結果等々のご説明いただいているんですけれども認知件数が増える減る等々の物事をどう捉えていいのかわからない。認知がないということが問題だという記載も資料3の頭のページの下の方にありますが、個々の学校の状況等に関して私分らないので、学校指針を見直していることが効果がある物事なのか、意味のある物事なのか今ひとつ捉えきれないのが正直なところです。引き続き勉強させていただければと思います。よろしくお願ひします。

宮古委員：臨床心理士の宮古でございます。家庭裁判所調査官というのを三十数年で、それが私の核になっているというか。退職してから家庭裁判所の常勤であるとか人権擁護委員であるとか。そういったことをしてきたわけです。それと中学校のスクールカウンセラーをしております。そういう経歴の人間でございます。よろしくお願ひします。

高橋委員：臨床心理士の高橋昇です。昨年度まで精神科の病院で勤めていて、今は退職して家でいろいろやっていますが、今やっていることの主なことの1つに発達障害の人達の支援というのがありまして、いじめにしても暴力にしても関連している人もいるかもしれないので、そういう方の支援等ができればと思っています。それから、今日は私立高校のスクールカウンセラーを市でやっているんですがSNSの世界に初めて触れたというか、私まだガラケーなんですけども全くついていけないんですが、でもそういう世の中になってきているので我々もコミュニケーションの世界を共有しないとやっていけないなと思っています。いじめ対策もそういう手段をうまく利用した何かしていく必要があるのかなと考えているところです。よろしくお願ひします。

鈴木委員：社会福祉士会の鈴木と申します。普段は主に高齢者の地域包括支援センターというところで高齢者の方の暮らし全般についての相談等を承っております。普段その高齢者の相談が主なんですけど、その家族、高齢者から見たお孫さんとか障がい児童とか暮らし全般に渡っての相談ということが増えてきている現状でした。今回その統計の資料の中にもいじめに関わる要因というのは可能

性1つではなくて様々な生活環境というのが同時に絡まっているものだと統計から読み取れるかなと率直に感じています。1つ意見じゃないですけども資料の10ページの日常的の推移といったところで、いじめ問題に対する各学校の取り組みというのが区分が分けられて掲載されていますけれども具体的にとまではいかないと思うんですが、学校からこういう統計入れておいて課題を抽出するというのも一つの手だと思いますが、どういう事例があって、こういう取り組みをしたから、こんな改善に結びついたといったような大雑把でいいので何例かそういったものも参考にあれば非常に勉強になるかなというのが1つ。それとあと資料3の3ページのところ。私今回初めて委員の委嘱を受けているんですが、重大事態の発生というのが県内で19件あると。19件の中で本委員会の中で調査ないし審議に関わった件数とか、これまでの委員会の動きとかというのを入れてくれれば有り難いかなと感じました。以上です。

砂田委員：砂田です。社会福祉士ということで私の主な仕事と言いますかスクールソーシャルワーカーで日常的にまず学校の方で入って接してますが、先ほどお話がありました家庭の問題ということで不登校であるとか、いじめの問題であるとかいうケースに関わることが多いので、ここに아가ってきている数字の中に私関わっている案件が結構あるんだろうなと思いながら拝見させていただきました。何ていうんでしょうか。困っていることを口に出して言っている分だけここにあって、まだまだ他にもあるのかなと思いつつ、すごく支援を必要としている子供達が多いのかなと思っています。いじめに関して言うと私が現場に居て思うのが最近やっぱりこの調査がきちんとなされているということは、いじめ防止対策っていうものが法律としてきちっと出されて行われていることの成果なのかなとは思っていますが、それが認知されることも増えてきていますし、それはそれで意味があると思うのですが、それに対する対応であるとかそれから検証に向けての取り組みっていうところが、これから更に必要になるかなと感じているところです。ここで皆さんのご意見を聞きながらいろんなことを勉強させていただいて実際にまた学校の現場でそれを返せばいいのかなと思つて参加させていただきます。よろしく願いいたします。

菊地委員長：すみません。皆様ありがとうございました。私自身もまだ不慣れな点がありますし、私自身憲法の研究者であり学校現場に入るといことは岩手大学に来てからやるようになりましたので、そういう意味ではまだ不慣れな点があると思いますが、ぜひとも皆様のご協力仰ぎながら私もこの任務勤めていきたいと思つていますので、よろしく願いいたします。次に、議事（4）その他という形でして、先ほど私が任命される前に菊池さんの方で積荷を残したことがございまして、それが私の他に委員長職務代理者の指名しなければならないというところが1つございました。それで職務代理者に関しましては、そうですね

一応私はまだ新米ですので、そういう意味では慣れておられる太田先生に職務代理者をお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

(拍手)

菊地委員長：すみませんがそういうことでよろしくお願いたします。その他、協議事項というのは皆様の方でございませうか。あとなければ事務局から何かございませうか。

菊池生徒指導課長：いえ、ございませぬ。

菊地委員長：それでは一応今回の私の議事はこれで終わらして、事務局に一旦また進行の方を戻しますのでよろしくお願いたします。